

道から市町村への 事務・権限移譲方針

平成 1 7 年 3 月 決定
平成 2 1 年 3 月 改訂
(平成22年3月一部改正)
平成 2 6 年 3 月 改訂
平成 3 1 年 3 月 改訂
令和 6 年 3 月 改訂

北 海 道

目 次

1	方針の目的	1
2	用語の定義	1
3	道州制下における市町村、道州、国の役割分担	1
	(1) 基本的な考え方	1
	(2) 基本的な役割分担	1
	(3) 具体的な役割分担	2
4	道から市町村への移譲対象となる事務・権限	2
	(1) 基本的な考え方	2
	(2) 移譲対象	2
	(3) 事務・権限の区分	2
	(4) 当面の移譲対象	2
	(5) 事務・権限の移譲先	2
5	道から市町村への事務・権限の移譲の進め方	3
	(1) 移譲の単位	3
	(2) 事務・権限の移譲の進め方	3
	(3) 重点推進権限の選定及び移譲に係る取組	4
	(4) 重点推進地域の選定及び移譲に係る取組	4
	(5) 市町村の行政体制整備の推進	4
6	移譲に当たっての措置	5
	(1) 財政的措置	5
	(2) 人的措置	6
	(3) 移譲を円滑に進めるための環境づくり	6
	(4) 適正な事務処理の確保に係る支援措置	7
7	特例条例（地方自治法第252条の17の2）による 移譲の場合の手續	7
	(1) 事務・権限移譲の要望照会から移譲までの手續	7
	(2) 市町村議会の議決を経て、移譲要請があった場合の手續	8
	(3) 法改正等により速やかに移譲する場合の手續	8
8	今後のスケジュール	8
	別表1 【重点推進権限】	9
	別表2 【旅券事務の移譲状況】	10
参考資料		11
	資料1 道州制下における市町村、道州、国の役割分担（例示）	12
	資料2 「道から市町村への事務・権限移譲方針」に係る これまでの経過	13
	資料3 振興局別の移譲状況	16

1 方針の目的

北海道では、地方分権の流れを一層確かなものとし、地域のことは地域で決められる地域主権型社会を構築していくため、道州制を目指した取組を進めている。

道州制を実現するに当たっては、国と地方自治体の役割分担を大きく見直し、国から地方自治体への大幅な権限・財源の移譲を図ることが必要となるが、その際には、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担い、事務・権限の内容・性質等から市町村が担うことに適さないものを道州や国が担うといういわゆる補完性の原理を基本とすることが適当である。

こうした役割分担の考え方を踏まえて、道から市町村への事務・権限の移譲を進めることは、道州制が目指す地域主権型社会に向けての着実な歩みを進めるものとなり、住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつながる。

こうした考え方に立って、このたび、道が現在担っている事務・権限のうち、道州制の下において、市町村が担うべきと考えられるものを明らかにした。

今後は、本方針に基づき、道から市町村への事務・権限移譲を推進するものであるが、市町村の規模や能力はそれぞれ異なることや、人口減少に伴う技術者をはじめとする人材不足が公務部門でも課題となっていることを踏まえ、未移譲市町村に対して、当該市町村の実情や意向などを十分に伺いながら、移譲に係る取組を進める。

また、必要な条件整備について、道が協力することとし、市町村が事務・権限の移譲によって大きな負担とならないよう努めていくものとする。

2 用語の定義

- ・ 事務・権限～道の事務事業及び権限の総称。
- ・ 事務事業～道が実施している事務事業で予算措置を伴うもの。
- ・ 権限～法令又は北海道条例の各条項により、知事又は北海道教育委員会の権限とされているもの。
- ・ 権限事務～権限の行使に関わって処理する必要がある事務。
- ・ 特例条例～事務処理の特例を定める条例。（地方自治法第252条の17の2第1項）

3 道州制下における市町村、道州、国の役割分担

(1) 基本的な考え方

将来の道州制における市町村、道州、国それぞれの役割については、いわゆる補完性の原理に基づき、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担い、事務・権限の内容・性質等から市町村が担うことに適さないものを道州の役割とし、道州が担うことに適さないものを国の役割とすることを基本と考える。

こうした役割分担を踏まえ、国による地方分権改革の推進と合わせて、道としては、地方自治法に基づく都道府県条例による事務処理の特例の制度を活用し、道から市町村への事務・権限の移譲を進めていく。

さらに、道州や市町村の役割を増やしても、国が決めた制度や基準に従わなければ権限事務を執行できないのであれば、できる限り住民に身近なところで行政に関する決定を行っていることにならないため、道州や市町村は、自らの役割となった事務については、制度の企画立案、制度設計等が行えるようにすることが必要である。

よって、道州や市町村の裁量を拡大するため、法令の適用範囲を縮小し、条例で基準などを設定できるよう、道州制特区推進法等に基づく提案において、個別の法令の改正に取り組んでいく。

(2) 基本的な役割分担

ア 市町村（基礎自治体）は、地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担う。

イ 道州（広域自治体）は、全道的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、補完事務の3事務（※）に限定し、産業の振興、雇用政策、交通、社会資本の整備や先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担う。

ウ 国は、外交や安全保障など国家として本来果たすべきことなどにその役割を限定する。

- ※ ① 広域事務
市町村の区域を越えた対応が必要な事務
- ② 連絡調整事務
市町村を包括する団体として行うべき事務
- ③ 補完事務
高度な技術・能力を要し負担の大きな事務
- ただし、ここでの市町村は将来の基礎自治体（行政体制の整備が進んだ状態）を想定しており、連絡調整事務及び補完事務については限定的なものを想定している。

(3) 具体的な役割分担

上記(2)の基本的な役割分担に沿って具体的な役割を例示すると資料1のとおりである。

4 道から市町村への移譲対象となる事務・権限

(1) 基本的な考え方

道州制の下における役割分担の考え方を基本に、現在の道の事務・権限を、道州が行うべきものと市町村が行うべきものとに分類し、市町村が行うべきものと考えられる事務・権限については、市町村への移譲対象とする。

(2) 移譲対象

上記(1)に沿って、平成17年3月時点で、道が所掌する約2,500件の事務事業と、約4,000条項の権限を分類した結果、補助事業や内部事務を除いた約1,200件の直営事業から189件、権限で2,054条項を市町村への移譲対象としたところであるが、移譲対象については、毎年度、特例条例化における権限の条項の精査や法令の改正・追加、市町村からの追加要請等を反映した見直しを行う。

（令和4年度末現在、権限で3,143条項、最小基本単位で280が市町村への移譲対象。）

(3) 事務・権限の区分

市町村への移譲対象となる事務・権限については、道内のいずれの市町村であっても移譲に当たっての特段の条件がないもの、専門的な知識を有する職員の確保や市制施行など移譲に当たって受入体制等の条件整備が必要なもの、また、現行法制度上の制約により、国による法令や制度改正が必要なものもあることから、移譲対象事務・権限は次の4つに区分する。

第1区分：特段の条件がないもの

第2区分：受入体制等の条件整備が必要なもの

第3区分：法制度の改正等が必要なもの

第4区分：現在、移譲対象となる全ての市町村に移譲済みのもの及び移譲対象となる市町村がないもの

(4) 当面の移譲対象

上記(1)の考え方を基本に、(3)の第1区分及び第2区分を移譲対象事務・権限とし、市町村に対し、移譲を進めるが、当面は、いずれの市町村にあっても受入体制整備や専門職員の確保が可能で、かつ市町村にとって住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつながるなど市町村にメリットが大きいと考えられるものを、「事務・権限移譲リスト」に掲載し、道から市町村への移譲対象とする。

(5) 事務・権限の移譲先

移譲先は原則として市町村及び広域連合とする。

5 道から市町村への事務・権限の移譲の進め方

(1) 移譲の単位

次のとおり、市町村からの要望に応じて、最小基本単位又は包括単位により移譲する。

① 最小基本単位

市町村が、地域における総合的な行政主体として、保健・医療・福祉、まちづくりや産業振興など、地域の暮らしや住民に身近な行政サービスを効果的・効率的に担っていくためには、移譲される事務・権限は、一定程度完結したまとまりであることが望ましい。

このため、道から市町村への事務・権限の移譲に際しては、同一の法令における一連の権限を移譲に当たっての「最小基本単位」とする。

② 包括単位（パッケージ）

関連する複数の最小基本単位を一括して移譲することにより、住民の利便性の向上や市町村における効率的な行政サービスの提供がより可能となる場合は、その趣旨を「事務・権限移譲リスト」に明示した上で、これらの関連する最小基本単位を包括化した「包括単位（パッケージ）」ごとに移譲を行う。

③ 包括単位(パッケージ)を基本とした移譲

移譲に当たっては、包括単位（パッケージ）での移譲を基本とするが、市町村からの求めがある場合は、効率性を著しく妨げない範囲で包括単位の中の最小基本単位で移譲することができる。

(2) 事務・権限の移譲の進め方

① 市町村の同意

移譲に当たっては、市町村の自主的な要望に基づいて移譲を行うこととし、市町村と十分協議し、同意を得た上で行うものとする。

② 移譲の進め方

移譲を進める際は、市町村に対して、移譲の必要性を明示し、説明から意思決定や受入体制の整備までに十分な時間を確保するなどの配慮を行う。

③ 事務・権限移譲リストの提示

移譲対象となる事務・権限については、毎年度、「事務・権限移譲リスト」として市町村へ提示する。

なお、市町村が移譲優先度を決定し、計画的に移譲を受けやすくするため、市町村別事務・権限移譲リストを作成するとともに、事務・権限別移譲状況マップと併せて市町村に提示する。

また、事務・権限移譲リストに掲載されていない事務・権限であっても、市町村から道に移譲要望があった場合、道は移譲対象に追加することが可能か検討の上、可能な限り移譲対象リストに掲載する。

④ 法定移譲等に伴う関連事務・権限の移譲

包括単位の中に法令上市町村に自動的に移譲される事務・権限が含まれている場合は、当該事務・権限の法定移譲に当たって、当該包括単位ごとの移譲が行われるように努めるとともに、関連する包括単位の移譲を提案する。

⑤ 移譲の効果のPR

業務説明会の開催等、市町村が事務・権限の移譲を受入れやすい環境づくりに引き続き努めていくとともに、移譲による効果を積極的に周知する。

また、市町村が政策展開のために事務・権限移譲を効果的に活用することができるよう、包括単位で移譲を受けた場合の利点や事務・権限に関する補助制度などの関連情報を含めてPRすることにより、市町村の移譲検討を促す。

⑥ 地域単位又は個別の協議

市町村、中核市、指定都市など市町村の規模や地域特性を踏まえ、地域単位又は個別の協議や勉強会を行い、移譲の拡大に向けて、積極的な働きかけを行う。

(3) 重点推進権限の選定及び移譲に係る取組

① 重点推進権限の選定

全道的に多くの市町村へ移譲が進んでいる事務・権限や統一的に移譲することが効果的、効率的な事務・権限等について、重点的に移譲を推進する事務・権限（以下「重点推進権限」という。）として、別表1のとおり選定する。

② 重点推進権限の移譲に係る取組

重点推進権限については、統一的に全市町村へ早期に移譲されるよう、より一層の推進に努めることとし、未移譲市町村へ個別に働きかけるとともに、担当者会議において、事務処理の迅速化や市町村の政策展開を図る上で効果的な事務・権限として、移譲の効果等を積極的に周知するなど、市町村の実情に応じた協議・提案に取り組む。

また、既に重点推進権限の移譲を受けた市町村の取組成果の事例をホームページで紹介するなど、移譲に係る広報を充実させ移譲を促す。

③ 旅券事務（一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務）の移譲に係る取組

重点推進権限のうち、住民に最も身近な事務・権限である旅券事務については、手続のワンストップ化など、より一層の住民サービスの向上を図るため、別表2の未移譲市町村に対し、次の取組により移譲を促す。

ア 未移譲市町村への取組

一般旅券の更新（切替）申請が電子化され、申請者のさらなる利便性の向上や、事務の効率化が図られたことを踏まえ、未移譲市町村への事務の内容などを説明し、移譲を促す。

イ 小規模市町村（人口1万人以下）への取組

既に移譲を受けている市町村のうち、21の小規模市町村では、住民が日常生活圏域としている近隣の移譲済市町村に事務を委託（地方自治法第252条の14）しているが、こうした取組を未移譲の小規模市町村（別表2の未移譲市町村のうち下線表示）に対し周知することにより移譲を促す。

ウ 振興局所在の市町村への取組

振興局において、旅券の発給申請手続をした住民への調査によれば、半数以上が市役所（町村役場）での手続を求めており、こうした住民の意向を踏まえ、振興局所在の未移譲の市町村に対しては、個別に全道の移譲状況や同じ管内の未移譲市町村（別表2の未移譲市町村のうち囲み表示）の検討状況を情報提供することにより検討を促す。

(4) 重点推進地域の選定及び移譲に係る取組

市町村における事務・権限の移譲に対する認識や考え方に違いがあることから、市町村ごと、さらには振興局ごとの進捗率に差異が生じている。

このため、重点推進権限の進捗率が全道平均を下回り、かつ、重点推進権限の移譲事務数が極端に少ない（4事務未済）市町村を有する振興局内の令和元年度から令和5年度までの間に重点推進権限の移譲が進まなかった市町村を中心に、当該市町村と日常生活圏が共通している市町村など結びつきのある地域を、重点推進地域として選定し、次に掲げる取組により住民サービスの格差の解消を図る。

① 権限移譲に係る相談会の開催

当該地域において対面又はオンラインで相談会を開催し、地域ごとに、特に移譲のメリットが大きいと考えられるものから優先して移譲の検討を促す。

② 統一的な移譲の検討

上記①の取組を踏まえ、隣接する地域において住民サービスの格差が生じないよう、同一の事務・権限の統一的な移譲の検討を促す。

(5) 市町村の行政体制整備の推進

道州制に向けて、市町村がその役割を十分に果たすことができるよう、広域連合や事務委託、機関等の共同設置など広域連携の手法の活用や市町村合併など、市町村の行政体制整備の推進を支援する。

その際には、第2次保健医療福祉圏、定住自立圏、その他の広域的な圏域の取組にも留意する。

なお、将来の道州制における役割分担において市町村の役割と整理する事務・権限については、この方針に基づき、道から市町村への移譲を推進するものであるが、道州制の実現に向けた過渡的措置として、市町村へ移譲対象事務の移譲が終了するまでの間、総合振興局及び振興局がその業務を担うとともに、道の本庁から総合振興局及び振興局への権限移譲を推進し、市町村への事務・権限移譲を進める環境の整備に努める。

6 移譲に当たっての措置

(1) 財政的措置

① 権限事務が法定移譲される場合

合併等により、町村から市に、市等から中核市に、中核市等から指定都市に移行する場合や、建築主事など法令上で定める有資格者を設置するなどの場合は、法令に基づく権限事務の移譲が行われるため、その内容に応じて地方交付税算定の対象となり、地方財政措置がなされる。

② 特例条例（地方自治法第252条の17の2）による移譲の場合

「北海道権限移譲事務交付金交付要綱」に基づき、原則として、移譲される権限事務の項目ごとに、事務処理に要する時間に応じた人件費、旅費、諸経費から積算した事務処理1件当たりの単価に、前年度の事務処理件数を乗じた金額を交付する。

なお、道が手数料を徴している権限事務の移譲の場合、市町村等においては手数料を徴することができるが、道が設定していた1件当たりの手数料が、上記の単価を下回る場合には、その差額に処理件数を乗じて得た額を交付し、上記の単価を上回る場合には交付しない。

交付金額

$$= \text{権限事務の項目ごとの1件当たりの単価} \times \text{前年度の事務処理件数}$$

※ 権限事務の項目ごとの1件当たりの単価

$$= \text{人件費(事務処理に要する時間} \times \text{人件費単価} \times 1) + \text{旅費} + \text{諸経費} \times 2$$

* 1 人件費単価

（北海道職員全行政職の平均給与額（各種手当等を含む。）を基礎に算定）

* 2 諸経費

（消耗品費、通信費等を見込んだ事務処理1件当たりの単価を設定）

移譲される権限事務の性質により、上記の算定方式によることができない場合は、別途、移譲される権限事務の性質に応じた適正な単価を設定し、交付する。ただし、移譲される権限事務の項目ごとの権限移譲事務交付金は、現在、道が当該権限事務の実施に当たって用いている人件費、旅費、諸経費の総額を、措置総額の上限とする。

なお、権限事務の項目ごとの1件当たりの単価は関係市町村との協議を経て、特例条例の道議会議決後、権限事務の移譲前に決定する。

（詳細については、「北海道権限移譲事務交付金交付要綱」による。）

また、市町村が交付金単価の妥当性を判断し、移譲要望の検討に資するよう、その算出根拠をできる限り明らかにするとともに、市町村ごとの前年度の処理実績を提示する。

※ 権限移譲事務交付金の算定基礎や交付の仕組みについては、市町村における事務処理の実態や市町村の意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

なお、道の機関が持っている機能を一括して譲り受けたいとの要望が市町村から示された場合などには、現在の交付金算出の考え方ではなく、新たな方法を検討する。

③ 権限移譲を推進するための支援措置

市町村への事務・権限の移譲を推進するため、移譲の際の初期投資(備品等)に係る経費への支援に努める。

(2) 人的措置

① 自治法派遣

事務・権限の移譲に伴い必要となる人員の確保・育成については、上記(1)②の財政的措置が人件費を含むものであることから、市町村自らが組織体制を整備し、必要な人材を措置することが原則となる。ただし、市町村から地方自治法第252条の17の規定に基づく道職員の派遣について求めがある時は、事前に調整・協議した上で対応する。

② 相互交流

市町村が特定分野で数多くの移譲を受ける際、円滑な運用体制を構築するための資格者等の人的支援や道における実務経験の付与などについて市町村から求めがある場合は、事前に調整・協議した上で、市町村と道職員の相互交流派遣等を行う。

③ 権限移譲派遣

事務・権限の移譲を短期集中的に拡大するため、市町村に対して道職員を派遣し、移譲事務の円滑な処理や受入体制の整備等を支援する。

④ 研修実施に係る道職員の派遣及び研修員の道への受入れ

移譲される事務・権限の処理に市町村職員が習熟するための研修、訓練等を行うことが必要な場合は、研修会の開催や道職員が出向いての講習、又は、市町村職員の研修員としての受入れ等により対応する。

⑤ その他

道の機関が持っている機能を一括して譲り受けたいとの要望が市町村から示された場合などには、中核市移行に伴う保健所機能の一部移管の例などを参考とした人的措置の方法を検討する。

(3) 移譲を円滑に進めるための環境づくり

人口減少社会の中で移譲された事務・権限を担う一部の市町村では、業務量の増加に伴う受入体制の構築や、処理件数が少ない事務・権限に係る知識・ノウハウの蓄積のほか、専門人材の確保が厳しい状況にあるため、今後の事務・権限の受入れについて消極的な意向が示されている。

このため、権限移譲の推進に向けて、市町村間の広域連携による効率的な事務処理や、移譲後における市町村のそれぞれの実情に応じた課題解消への取組により、事務・権限の受入環境の整備に努める。

① 広域的な連携手法の活用

道内では、これまでも、介護保険法に係る事務・権限が広域連合へ移譲されているほか、旅券事務が近隣の市町へ事務委託されているなど、広域的な連携の取組が進められているが、このほかにも一部事務組合への事務委託や機関等の共同設置といった、広域的な連携手法を活用することが効果的と考えられる事務・権限の移譲について情報提供や各種調整を行うなど、移譲する事務・権限の広域連携による効果的、効率的な事務処理に向けた取組を推進する。

なお、他府県の事例等からおおむね次のような事務・権限が広域的な取組に適しているものと考えられるが、これらの事務・権限以外でも広域的な連携手法の活用の適否については、市町村の意向を踏まえ個別に協議、検討する。

区 分	法 令 名	事 務 名
広域連合への移譲、 一部事務組合への 事務委託	老人福祉法	有料老人ホームの設置等に関する事務
	介護保険法	指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務
	火薬類取締法	火薬類の製造等の許認可に関する事務
	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造等に関する事務
	液化石油ガス法	液化石油ガス販売事業者の登録に関する事務
市町村間の事務委託、 機関等の共同設置等	旅券法	一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務
	電気用品安全法	電気用品販売等の規制に関する事務

② 移譲後のフォローアップ

移譲対象としている事務・権限には、建築や土木技術などに関する専門知識が必要なものや、医師や薬剤師など特定の資格を有する職員が必要なものが含まれていることから、こうした職員の継続的な確保に不安を有している市町村では、これらの事務の移譲に消極的な意向が示されている。

こうした市町村の不安を払拭し、権限移譲を推進していくため、次の(4)「適正な事務処理の確保に係る支援措置」に加え、個別の相談体制の強化や道職員の臨時的な派遣などによる人的支援のほか、移譲を受けた事務の返戻も含め、それぞれの市町村の実情に応じて、事務・権限の受入れに係る課題解消に向けた支援に努める。

(4) 適正な事務処理の確保に係る支援措置

道と市町村との対等・協力関係の下、道は市町村において移譲された事務・権限が適正かつ円滑に執行されるよう、次のような措置を講ずる。

① 説明会等の実施又は文書による事務内容の説明

市町村への事務・権限の移譲に当たっては、説明会、研修会等の実施又は文書により、事務内容の説明を行う。

② 事務処理マニュアル等の作成

市町村への事務・権限の移譲に当たっては、必要に応じ、事務処理方法等を示したマニュアル等を作成し、提供する。

また、移譲された事務・権限の円滑な執行に必要な事務処理マニュアル等の関係資料については、これまで関係課ごとに提供してきたが、市町村からの電子化等の要望を踏まえ、マニュアル等のプラットフォーム化を図り、関係資料の充実を努める。

③ 条例、規則等の整備に係る助言

市町村が移譲事務・権限を処理するに当たり、新たに条例、規則等を整備しなければならない場合には、市町村からの要請など、必要に応じ、その整備について助言を行う。

④ 移譲後の事務・権限の処理に係る協力

移譲事務・権限については、法令に基づき、市町村が主体的に判断し、処理することが可能となるが、適正な事務処理の方法等についての市町村からの相談等に対しては、移譲時だけでなく、移譲後においても、個別に助言を行うなど、適切に協力・支援する。

また、市町村が地域の実情に応じた処理を行うため、法令等の改正が必要な場合は、道州制特区推進法の活用を含めて、必要な検討や国に対する働きかけ等を行う。

⑤ 職員の育成に係る協力

移譲事務・権限を処理するため、高度な専門的知識、技術を有する職員の育成が必要な場合には、適切に協力する。

7 特例条例（地方自治法第252条の17の2）による移譲の場合の手続

(1) 事務・権限移譲の要望照会から移譲までの手続

原則として、下記「事務・権限移譲の基本的な流れ」により行うこととする。

○ 事務・権限移譲の基本的な流れ

検 討 の 流 れ	時 期
◎ 「事務・権限移譲リスト」改訂版の提示	4 月
◎ 道から市町村への移譲要望の照会	
◎ 道と市町村による移譲要望事務・権限についての事前協議 (注を参照)	5 月～7 月
◎ 市町村から道への移譲要望の回答	7 月

検 討 の 流 れ	時 期
◎ 地方自治法第252条の17の2に基づく協議 (移譲に向けた市町村との各種調整)	8～11月
◎ 市町村から道への移譲予定事務・権限の同意書の提出(最終回答)	
◎ 道の各部・教育庁の特例条例案の提案・議決 (道議会第4回定例会)	12月
◎ 道から市町村への引継ぎ	12～3月
◎ 事務・権限の移譲 ※一部の事務・権限は、他の時期に移譲	翌年4月

注) 移譲要望時に市町村から示された確認事項等について、地方自治法の規定に基づく協議に先立ち、市町村の疑問の解消等を図るため、道と市町村との間で、事前に協議を行う。

(2) 市町村議会の議決を経て、移譲要請があった場合の手続

地方自治法第252条の17の2第3項等に基づき、市町村議会の議決を経た移譲要請があった場合、上記(1)によらず、速やかに地方自治法第252条の17の2に基づき協議することとし、移譲が適当な場合、適切な時期に特例条例案を道議会に提案し、議決を受けた上で移譲するものとする。

(3) 法改正等により速やかに移譲する場合の手続

法令改正等により新たな移譲事務・権限が生じる場合や地域指定等により新たに移譲すべき市町村が生じる場合など、上記(1)によらず速やかに移譲することが適当と考えられる場合は、移譲要請を行う関係市町村へ事務・権限移譲の必要性を十分説明し、協議した結果、同意書の提出(地方自治法第252条の17の2に基づく協議)があった市町村に対して、適切な時期に特例条例案を道議会に提案し、議決を受けた上で移譲するものとする。

8 今後のスケジュール

本方針は、令和6年4月から適用する。

また、本方針の適用後、おおむね5年ごとに、移譲による効果や課題等を把握する追跡調査を行い、移譲の進捗状況や追跡調査の結果、市町村の状況を踏まえて適宜見直しを行う。また、国の地方分権改革の動向に応じて、適宜、見直し等の対応を検討する。

別表1 【重点推進権限】

法令名	事務区分 (権限数)	未移譲 市町村数	《主な移譲の効果等》
老人福祉法	有料老人ホームの設置等に関する事務	132	○移譲により有料老人ホームの状況を把握することで、高齢者の居住状況を総合的に把握することが容易となるほか、事業者への指導により、入所者の処遇改善等を図ることができる。
旅券法	一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務	34	○移譲により、戸籍謄(抄)本の交付と窓口のワンストップ化が図れ、夜間や休日窓口の開設のほか支所への窓口設置による、独自のサービス拡大により、住民の利便性の向上を図ることができる。
農地法	農地等の賃貸借の解約等に関する事務	8	○農地関連3事務については、互いに関連するケースも多く、一体的に移譲を受けることにより、農地関係事務に係る許可権限が市町村に集約されることから、手続が大幅に簡略化され、迅速な事務処理が可能となる。 ○地域の土地の実情を把握する市町村が一元的に権限を持つことにより、市町村区域内の農業振興や合理的な土地利用に係る総合的な施策推進が容易となる。
農地法	農地等の転用許可等に関する事務	38	
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務	27	
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	家畜排せつ物の適正な管理に関する事務及び処理高度化施設整備計画の認定等に関する事務	155	○地域の畜産業の状況を把握する市町村が権限を受けることにより、農業振興と環境対策を総合的に推進することが可能となる。
電気用品安全法	電気用品販売等の規制に関する事務	99	○当該事務・権限は、既に全市町村へ移譲済みの「家庭用品品質表示法」及び「消費生活用製品安全法」に係る事務処理と類似又は重複する部分があるため、これらの事務・権限と一体的に運用することで効果的、効率的な執行が可能となる。
浄化槽法 〔浄化槽設置の届出の受理等に関する事務〕	法定受検等の指導ほか	2	○当該事務・権限は全18権限のうち9権限は既に全市町村へ移譲済みであり、一部未移譲市町村にあっては、事務の執行に当たり、振興局との調整が必要となるため、全ての権限を受けることで、一体的な事務処理が可能となる。
	設置等の届出内容が相当であると認める通知	2	
墓地、埋葬等に関する法律	火葬場への立入検査等に関する事務	97	○当該事務・権限は既に全市町村へ移譲済みの「火葬場等の経営許可等に関する事務」と一体的に運用することで、効果的、効率的な執行が可能となる。
特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務	130	○移譲によりNPO法人の活動状況の把握が容易となり、法人への協力要請等を行うなど、市町村が実施する住民活動などに参画を促す糸口に活用できる。
屋外広告物法・北海道屋外広告物条例	屋外広告物の許可等に関する事務	149	○当該事務・権限は、既に全市町村へ移譲済みの「屋外広告物の監督に関する事務」と一体的に運用することで効果的、効率的な執行が可能となる。
都市計画法	開発行為の許可等に関する事務	136	○市町村における各種まちづくり施策等と連携することで市町村行政の総合性が確保できるとともに、市町村の自主的な判断で、地域の特色を活かしたまちづくりが可能となる。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の設置等に関する事務	71	○移譲により、届出等の手続きが地元市町村で完了でき、事業者負担の軽減や市町村による迅速な対応が可能となることで、高齢者、障がい者等の自立した日常生活の向上のためのまちづくりを進めることができる。
12法令	13事務		

※未移譲市町村数は令和5年4月1日現在の状況による。令和5年度中移譲予定市町村は未移譲市町村数から除く。

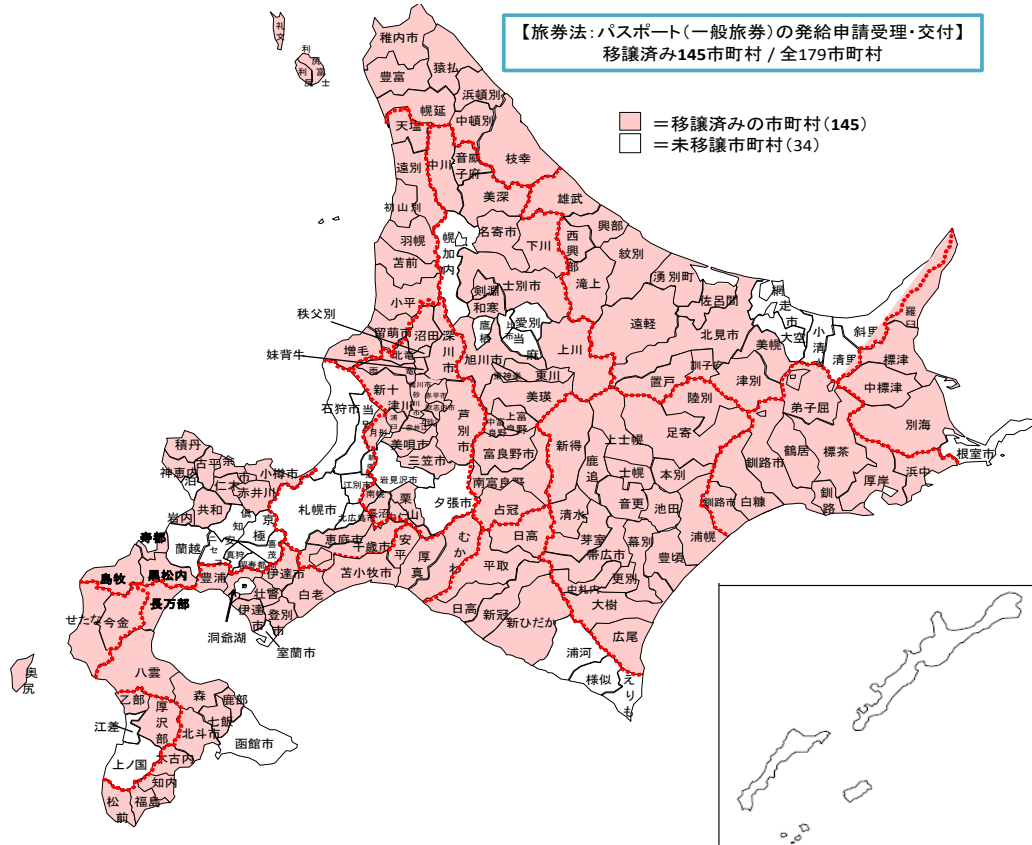
別表2 【旅券事務の移譲状況】(令和5年4月1日現在)

《未移譲市町村》

夕張市、岩見沢市、札幌市、江別市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、泊村、室蘭市、浦河町、様似町、えりも町、函館市、江差町、上ノ国町、鷹栖町、当麻町、愛別町、比布町、幌加内町、網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町、根室市

〔下線表示：小規模市町村（人口1万人以下：令和5年1月1日現在住民基本台帳人口）
 囲み表示：振興局所在地の市町〕

《移譲マップ：令和5年4月1日現在》



《事務委託の実施状況》

事務委託開始年月日	委託する市町村	受託市町
平成22年7月1日	下川町	名寄市
平成23年4月1日	剣淵町	士別市
	中頓別町	浜頓別町
	滝上町、興部町、西興部村、雄武町	紋別市
平成23年7月1日	歌志内市、奈井江町、上砂川町	砂川市
	浦臼町、新十津川町、雨竜町	滝川市
平成23年10月1日	沼田町	深川市
平成24年4月1日	苫前町、初山別村	羽幌町
平成24年6月1日	妹背牛町、秩父別町、北竜町	深川市
平成25年7月1日	訓子府町、置戸町	北見市
	津別町	美幌町
	古平町、仁木町	余市町
平成26年10月1日	音威子府村	名寄市
	島牧村	寿都町
令和元年10月1日	積丹町、赤井川村	余市町

※令和5年4月1日現在28市町村が12市町に旅券事務を委託

参 考 資 料

- 資料 1 道州制下における市町村、道州、国の役割分担（例示）
- 資料 2 「道から市町村への事務・権限移譲方針」に係るこれまでの経過
- 資料 3 振興局別の移譲状況

資料1 道州制下における市町村、道州、国の役割分担（例示）

区分	市町村	道州	国
保健・医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉 ・障がい者福祉 ・子育て支援 ・健康づくり ・感染症予防 ・衛生管理 ・食品衛生 ・地域医療の確保 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高度医療の確保 ・高度な感染症対策 ・広域的、専門的な福祉サービス <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師等の一定業種の資格制度 ・公的年金、失業保険 ・薬や食品に関する最低基準 ・伝染病や感染症対策に関する最低基準 <p>等</p>
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園、小中学校の設置 ・地域芸能活動や社会教育活の支援 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的、専門的な学校教育 ・全道の文化、スポーツの振興 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な教育制度や全国的な基準 ・高度・専門的な学術文化の振興 <p>等</p>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の振興 ・農山漁村振興 ・集落規模の農業生産基盤整備 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な農林水産業基盤整備 ・広域的な産業政策 ・職業能力開発 ・雇用政策 ・高度、専門的な試験・研究 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民法や商法等の私法制度、特許や著作権、通貨 ・航空、船舶、自動車等に関する最低基準 ・金融 ・電波、通信、放送 ・高度、専門的な分野に関する研究、科学技術の振興・資源、エネルギーの開発、確保 <p>等</p>
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対策 ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音等対策 ・自然環境の保護・保全 ・鳥獣保護 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国定公園等の自然公園整備 ・広域的な廃棄物・リサイクル対策 ・広域的な生活環境保全対策 ・広域的な自然環境対策 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な取り決めの推進 ・環境保全に関する全国的な基準 <p>等</p>
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路整備 ・公園整備 ・上下水道整備 ・都市計画 ・土地利用調整 ・地域交通の確保 ・農村生活環境整備 ・コミュニティの振興 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域道路整備 ・広域的な交通政策 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等に関する最低基準 ・新幹線、高速道路などの骨格的・基幹的な交通基盤施設整備 <p>等</p>
国土保全・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・地域限定的な治山、治水 ・消防・防災 ・災害対応 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な治山、治水 ・広域的な消防・防災対策 ・災害対応・支援 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象 ・災害対応・支援 <p>等</p>
※国の専掌			<ul style="list-style-type: none"> ・安全保障、テロ対策 ・外交、通商 ・出入国管理、税関、検疫 ・刑法、司法制度

資料2 「道から市町村への事務・権限移譲方針」に係るこれまでの経過

年月日	経	過
H16. 4. 7	道州制推進本部員会議 ※「道州制プログラム」の策定。この中で市町村への権限等移譲の推進を明記。	
6.10	道州制推進本部幹事会市町村権限移譲検討部会開催 ※道の事務・権限における道州（広域自治体）と市町村（基礎自治体）の役割区分について、各部・教育庁に検討依頼。	
6.28	北海道・自治のかたち円卓会議（第1回） ※市町村への事務・権限の移譲の基本的な考え方について意見交換。	
6.29	「北海道から市町村への事務・権限の移譲に係る基本的な考え方」について、市町村に意見照会 ※あわせて、14支庁単位に市町村担当者との意見交換会を開催：6.14～24	
7.14	「道州制特区に向けた提案(第1回)の具体化について（素案）」について、市町村に意見照会 ※あわせて、14支庁単位に市町村長との意見交換を実施：6.29～8.3	
7.30	北海道・自治のかたち円卓会議（第2回） ※市町村への事務・権限の移譲方針の策定等について意見交換。	
8. 2～13	各部ヒアリングの実施 ※道の事務・権限における道州（広域自治体）と市町村（基礎自治体）の役割区分案（各部及び教育庁作成）について、ヒアリングを実施。	
9. 3	北海道・自治のかたち円卓会議（第3回） ※市町村への事務・権限の移譲方針の策定等について意見交換。	
10.22	『（仮称）道州制に向けた道から市町村への事務・権限の移譲方針』の策定に向けた考え方について、市町村に意見照会 ※あわせて、14支庁単位に市町村担当者との意見交換会を開催：10.18～11.5	
11.11	北海道・自治のかたち実務者研究会議（第1回） ※市町村への事務・権限の移譲に向けた論点を整理。	
11.24	北海道・自治のかたち円卓会議（第4回） ※道州と市町村の役割分担に応じた区分（案）等について意見交換。	
11.26～ H17.1.20	『（仮称）道州制に向けた道から市町村への事務・権限の移譲方針』策定の基本的な考え方』及び「道の事務・権限における道州(広域自治体)と市町村(基礎自治体)の役割分担に応じた区分(案)」について、市町村に意見照会	
1.26	北海道・自治のかたち実務者研究会議（第2回） ※移譲方針の素案に向けた考え方について意見交換。	
2. 2	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針（素案）」について、市町村に意見照会 ※6圏域単位に市町村担当者との意見交換会を開催：2.9～16	
2.21	北海道・自治のかたち円卓会議（第5回） ※移譲方針（案）等について意見交換。	
2.23～ 3.23	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針(案)」についてパブリック・コメントの実施及び市町村に意見照会	
3.31	道州制推進本部員会議 ※移譲方針を決定	
H18. 4. 1	61市町村へ657権限を移譲	

年月日	経	過
H19. 4. 1	180市町村へ491権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
12.13	道から市町村への事務・権限移譲に関するフォローアップ調査を実施 ※市町村職員及びパスポート申請者（19.12.19～20.1.28）を対象にアンケート調査を実施	
H20. 3.31	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」フォローアップ報告書の作成	
4. 1	128市町村へ327権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
8.19	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針(改訂素案)」について、市町村に意見照会 ※あわせて、14支庁単位に市町村担当者との意見交換会を開催：8.27～10.29	
12.19～ H21.1.19	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針(改訂案)」について、パブリック・コメントの実施及び市町村に意見照会	
3.27	道州制推進本部員会議 ※移譲方針（改訂版）の決定	
4. 1	移譲方針（改訂版）による移譲工程表の開始	
4. 1	179市町村へ248権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
H22. 4. 1	176市町村に456権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
H23. 4. 1	171市町村に430権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
H24. 4. 1	102市町村に560権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
H24.12.21	道から市町村への事務・権限移譲に関するフォローアップ調査を実施 ※市町村及びパスポート申請者（25.1.7～2.1）を対象にアンケート調査を実施	
H25. 4. 1	71市町村に519権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
H25.12.16	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針(改訂素案)」について、市町村に意見照会 ※あわせて、14振興局単位に市町村担当者との意見交換会を開催：10.3～11.19	
H26. 2. 6 ～3. 6	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針（改訂案）」について、パブリック・コメントの実施及び市町村に意見照会	
H26. 3.31	道州制推進本部員会議 ※移譲方針（第2次改訂版）の決定	
4. 1	移譲方針（第2次改訂版）による移譲工程表の開始	
4. 1	47市町村に367権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
H27. 4. 1	24市町村に183権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
H28. 4. 1	21市町村に301権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	

年月日	経	過
H29. 4. 1	8市町村に72権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
H29.12.25	道から市町村への事務・権限移譲に関するフォローアップ調査を実施 ※市町村及びパスポート申請者（30.1.9～2.2）を対象にアンケート調査を実施	
H30. 4. 1	54市町村に132権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
H30.12.10 ～12.27	改訂素案について、市町村に意見照会 ※あわせて、14振興局単位に市町村担当者との意見交換会を開催：10.10～12.6	
H31. 2. 13 ～2 28	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針（改訂案）」について市町村に意見照会	
H31. 3.29	移譲方針の改訂	
H31. 4. 1	33市町村に137権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
R 3. 4. 1	75市町村に333権限を移譲	
R 4. 4. 1	60市町村に325権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲	
R4.12.22	道から市町村への事務・権限移譲に関するフォローアップ調査を実施 ※市町村を対象にアンケート調査を実施	
R 5. 4. 1	33市町村に296権限を移譲	

資料3 振興局別の移譲状況

振興 局名	移譲対象事務全体						重点推進権限移譲済件数別の 市町村数の分布			
	移譲対 象事務 数(A)	移譲済 事務数 (B)	進捗率 (B/A) (%)	うち重点推進権限			0~3	4~5	6~8	9~13
				移譲対 象事務 数(C)	移譲済 事務数 (D)	進捗率 (D/C) (%)				
空知	2,419	594	24.6	282	127	45.0	4	8	10	2
石狩	719	234	32.5	80	41	51.2	2	1	5	0
後志	2,194	534	24.3	256	129	50.3	0	6	12	2
胆振	1,185	353	29.8	131	77	58.8	0	1	9	1
日高	797	186	23.3	91	29	31.9	2	4	1	0
渡島	1,216	398	32.7	131	89	67.9	1	0	4	6
檜山	799	230	28.8	91	48	52.7	0	4	1	2
上川	2,421	674	27.8	283	144	50.9	2	6	12	3
留萌	870	221	25.4	101	55	54.5	0	2	5	1
宗谷	1,094	309	28.2	127	86	67.7	0	0	6	4
オホーツク	1,956	503	25.7	225	100	44.4	2	6	10	0
十勝	2,124	607	28.6	244	132	54.1	0	6	11	2
釧路	902	232	25.7	101	41	40.6	0	5	3	0
根室	535	141	26.4	62	29	46.8	0	2	3	0
計	19,231	5,216	27.1	2,205	1,127	51.1	13	51	92	23

《進捗率＝移譲済事務(最小基本単位)数／移譲対象事務(最小基本単位)数》

※進捗率は令和4年度の移譲リストに基づき算出

担 当 北海道総合政策部地域行政局行政連携課分権係
住 所 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電 話 011-204-5160
F A X 011-232-1126
E-mail sogo.gyourenbunkenbunken@pref.hokkaido.lg.jp